

規程等：第1部 第3章

専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、規約第31条の規定に基づき専門委員会について規定するものとする
(専門委員会の種類)

第2条 規約第31条第1項で規定する専門委員会のほか、理事会の議決を経て専門委員会をおくことができる

(専門委員会の職務)

- 第3条 専門委員会は、規約第5条の事業を達成することを目的とした実施執行機関とする
- 2 総務委員会は、グラウンド・ゴルフ普及振興の事業全般にかかわること及び他の委員会に属さない事項を職務とする
 - 3 指導者育成委員会は指導者養成事業、講習会、研修会の開催及び指導者の資格認定にかかわる事項を職務とする
 - 4 プレー運営委員会は、競技会の開催、グラウンド・ゴルフ規則、大会ガイドライン及びローカルルール、認定用具及び認定コースに関する事項を職務とする
 - 5 広報委員会は、情報の収集及び提供並びに広報誌の発行に関する事項を職務とする
 - 6 IT委員会は、事務合理化内容の検討、ホームページ作成、管理、会員登録管理の実施、普及指導員管理の実施等に関する事項を職務とする
 - 7 理事会の議決を経た専門委員会は、理事会の特命に関する名称の専門委員会とし、特命事項を職務とする。なお、特命事項が終了したときに専門委員会は終了する

(専門委員会の構成)

- 第4条 専門委員会の構成は、会員で構成する
- 2 専門委員は、登録団体の推薦を受け、理事会において選出する。但し、一人一委員会に属する
 - 3 上記2項の他に、会長が必要と求めたとき、登録団体長の承認を得て委員を推薦することができる
 - 4 会長は、選出された専門委員を委嘱する場合、委嘱状を交付する

(専門委員会の役職)

- 第5条 専門委員会に正副委員長及び書記を置く
- 2 委員長は会長が推薦し、理事会の承認を得る
 - 3 副委員長及び書記の選任は専門委員会の互選により選出する。

(専門委員の任期)

第6条 専門委員の任期は、2年とする。但し、再任はこれを妨げない

(会議の開催)

- 第7条 委員長は、会議を招集し、議長となる
- 2 委員長は、期日、参加者、議題、質疑概要等の会議録を調製する

(会議の報告)

第8条 委員長は、会議内容を理事会に報告する。この場合において、専門委員会概要報告書を持って代えることができる

- 2 委員長は、当該月の活動を「月度活動報告書」にまとめ、翌月の6日までに事務局へ提出する

(規程の改定)

第9条 各専門委員長は、規程の改定を理事長に発議することができる

(様式 1) 第4条第3項 会長が専門委員を委嘱する場合の委嘱状 A4版横書き

○○○○ 様
埼玉県グラウンド・ゴルフ協会○○委員会委員を委嘱します
任期 平成○○年○月○日から平成○○年○月○日まで 平成○○年○月○日
埼玉県グラウンド・ゴルフ協会
会長 ○○○○ 印

(様式 2) 第7条第2項 期日、参加者、議題、質疑概要等の会議録 A4版横書き

○○委員会会議録の要旨 (専門委員会概要報告書)	
(1) 会議の期日	平成○○年○○月○○日
(2) 会議の場所	○○市○○会議室
(3) 出席及び欠席者の概要	出席○○名欠席○○名

会議に付した事件及び議事の経過

No. _____

(添付資料があるときは、資料を添付すること)

議題とその概要 1. ○○○○について 概要

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する

この規程は、平成21年2月11日より一部改正し施行する

<p>専門委員会規程改正部分 (専門委員会の職務) 第3条6 広報委員会の次に一項 IT委員会加える。</p>	<p>(専門委員会の職務) 第3条7 IT委員会はホームページ・IT管理 以下「1項」送り</p>
---	---

この規程は、平成22年4月21日より施行する

<p>第4条(専門委員会の構成)の3項、専門委員は、理事会において選出する。の次に、 「但し、一人一委員会に属する。」を加える。 第5条(専門委員会の役職)の2項、正副委員長および書記の選任は、専門委員会の <u>互選</u>により選出する。の次に、「但し、理事は除く」を加える。</p>
--

この規程は、平成23年4月30日より施行する

<p>第3条4項競技運営委員会5項ルール等委員会を削除し4プレー運営委員会とする。 第4条1項理事、評議員及び有識者の削除で会員の構成とする。 第4条2理事を削除する。</p>
--

この規程は、平成27年11月7日より一部追加し施行する

<p>(会議の報告)第8条2項に「月度活動報告書」の作成提出(事務局)を加える</p>

この規程は、平成28年4月1日より施行する

ただし、第4条については平成29年4月1日より施行する

1. (専門委員会の職務)第3条4項にガイドラインを新設
2. (専門委員会の構成)第4条1項の指導者育成委員会を除く を削除、2項全文を削除

この規程は、平成31年4月1日より施行する

第4条 3項 会長推薦の委員を新設

第5条 2項 委員長は会長が推薦し、理事会の承認を得る を新設